

宮崎県伝統的工芸品指定制度の概要

1 目 的

伝統的工芸品製造に従事する人々の意欲の向上を図るとともに、利用者に正しい知識を与え、伝統的な工芸の維持・発展を図り、もって県民生活に豊かさと潤いをもたらすことを目的とする。

2 制度創設

昭和58年2月10日

3 指定・認定実績

指定伝統的工芸品数	38品目	※今回の1品目を含む
指定事業者数	105事業者	※今回の1事業者を含む
認定伝統工芸士数	168名	※今回の5名を含む

4 指定・認定の要件

伝統的工芸品	指定事業者	伝統工芸士
① その製造過程の主要部分が手工業的である。 ② 60年以上の歴史を有する伝統的技術又は技法により製造される。 ③ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられている。 ①～③を全て満たす	① おおむね30年以上にわたって当該県伝統的工芸品を製作している。 ② 当該県伝統的工芸品に関して伝統工芸士として認定を受けた者が在籍している。 ①、②のどちらかを満たす	① 県内に居住している。 ② 指定伝統的工芸品の製造に15年以上直接従事している。 ③ 高度の伝統的技術・技法及び必要な認識を有し、その維持・発展に努めている。 ①～③を全て満たす

※指定・認定には市町村の推薦が必要

5 指定・認定手続フロー

